

令和7年度富山県地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和7年度における地籍調査事業計画を次のように定めました。

令和7年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
富山市	富山市城新町	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
射水市	射水市上野、本江針山、黒河、黒河新、川口、宮袋入会地	
魚津市	魚津市新角川	
滑川市	滑川市田中新町	
砺波市	砺波市庄川町庄金剛寺	
小矢部市	小矢部市屋波牧	
南砺市	南砺市下梨、栃原	
上市町	中新川郡上市町大坪、法音寺、横法音寺、稗田、三日市、湯上野	
立山町	中新川郡立山町釜ヶ淵、五百石、米沢	